

〔別 紙〕様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和3年8月1日 至 令和4年7月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 明心会

- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
 ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
 ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
 ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 盛岡市山岸三丁目2番1号

(3) 設立認可年月日 平成30年 7月 2日

(4) 設立登記年月日 平成30年 8月 2日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	原田 達男	原田内科脳神経機能クリニック 院長
理 事	原田 みゆき	
同	中村 とよ子	
監 事	松本 敏之	

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	原田内科脳神経機能クリニック	盛岡市山岸三丁目2番1号	入所定員 0名 通所定員 0名

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

特になし

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

特になし

種 類	実 施 場 所	備 考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
 令和3年9月30日 令和2年度事業報告及び決算報告書類承認の件
 役員任満了につき改選の件
- (5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設
 特になし
- (6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容
 特になし
- (7) そ の 他
 特になし

様式 2

法人名 医療法人 明心会
所在地 盛岡市山岸三丁目2番1号

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和 4 年 7 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額	96,036 千円
2. 負 債 額	79,892 千円
3. 純 資 産 額	16,144 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	70,942
B 固 定 資 産	25,094
C 資 産 合 計 (A+B)	96,036
D 負 債 合 計	79,892
E 純 資 産 (C-D)	16,144

土 地 (☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3-4

法人名 医療法人 明心会

所在地 盛岡市山岸三丁目2番1号

※医療法人整理番号

444

貸 借 対 照 表

(令和 4年 7月31日現在)

(単位: 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	70,942	I 流 動 負 債	23,469
II 固 定 資 産	25,094	II 固 定 負 債	56,423
1 有 形 固 定 資 産	23,792	負 債 合 計	79,892
2 無 形 固 定 資 産	185	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	1,116	科 目	金 額
		I 積 立 金	144
		1 代 替 基 金	
		2 その他利益剰余金	144
		II 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		III 出 資 金	16,000
		純 資 産 合 計	16,144
資 産 合 計	96,036	負債・純資産合計	96,036

様式 4-2

法人名 医療法人 明心会

所在地 盛岡市山岸三丁目2番1号

※医療法人整理番号

X / /

損 益 計 算 書
(自 令和 3年 8月 1日 至 令和 4年 7月31日)

(単位: 千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	110,926
2 事業費用	112,709
本来業務事業利益	△ 1,784
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業利益	△ 1,784
II 事業外収益	2,358
III 事業外費用	287
経常利益	288
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期純利益	288
法人税等	121
当期純利益	167

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人明心会

理事長 原田 達男 殿

私は、医療法人明心会の令和3会計年度（令和3年8月1日から令和4年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年9月20日

医療法人明心会

監事 松本 敏之

